

## 役員再任上限の再導入に係わる件（ご報告）

**2021年1月役員会において、2018年12月に廃止した役員再任上限（注）を再導入する旨決議し、下記の内容にて商工会規約を変更します**

**（注）役員及び監事の任期が1年であることは不変（再任・新規選出共に総会での承認が必要）**

**（主な変更点）**

- ✓ 役員・監事の再任上限を5年とする（就任月から5年後応当月末まで）
- ※ 役員・監事を経る場合は、夫々の職務の就任期間は累計される
- ※ 継続して任に当たらない場合も、夫々の就任期間は累計される
  
- ✓ 但し、役員会が認めた場合は、最大1年間の再任上限の特別延長を可能とする
  
- ✓ うち会長の再任は最大3年を上限とする（就任月から3年後応当月末まで）
- ※ 役員・監事としての累計就任期間が再任上限内であれば、会長退任後も他職務を務めることが可
  
- ✓ 役員・監事の被選出権及びプロセスを以下の通り明記：  
「役員・監事は会員企業から募り、会員企業の代表者あるいはそれに準ずる者で当該企業の代表者の推薦を受けた者が役員候補者となることが出来る。役員・監事候補者については役員会で選考・選出の上、総会で承認を受け決定する。」
  
- ✓ 幹事は再任上限の対象とはならない
  
- ✓ 「顧問」の廃止（近年就任実績なし）

勝又会長 (MUFG)	総括・対外代表、運営委員、渉外活動 (木村渉外幹事後任就任までの代行)
細田副会長 (Neturen)	対外対応、企業視察会、渉外活動
重松副会長 (JTB)	会員管理、例会
刀祢副会長 (KD TEC)	◎企業視察会、労働分科会
山地副会長 (デンソー)	◎企業給与調査、会員管理
青木副会長 (トヨタ自動車)	労働分科会、渉外活動、定款・規約
安井副会長 (清水建設)	広報・HP・IT、事務局管理、運営委員
加藤 (一) 副会長 (SMBC)	◎会員管理、◎事務局管理、渉外活動、運営委員
松本副会長 (竹中工務店)	◎例会、企業視察会
壺岐副会長 (ニコン)	◎広報・HP・IT、会員管理、企業給与調査
平岡副会長 (ダイキン)	◎労働分科会、企業視察会
岡島副会長 (豊田合成)	渉外対応、事務局管理
加藤 (徹) 副会長 (東海理化)	◎対外対応、企業給与調査、労働分科会
高木副会長 (豊田通商)	例会、広報・HP・IT
村瀬副会長 (青山製作所)	渉外活動、労働分科会
栗林副会長 (三菱電機)	例会、企業視察会
真木副会長 (Interpharma)	対外対応、事務局管理
(木村) 渉外幹事 (JETRO)	◎渉外活動、◎日系企業調査
斉藤会計幹事 (KPMG)	広報・HP・IT、渉外活動、事務局管理、運営委員
川井法務幹事 (Dentons)	◎定款・規約
松川監事 (鹿島建設)	(オブザーバー参加) : 定款・規約、対外対応、事務局管理、運営委員

# 21年度役員担当業務（業務別）

◎：主担当    △：オブザーバー

2021年2月現在

総括・対外代表	勝又会長
運営委員	勝又会長、安井副会長、加藤（一）副会長、斉藤会計幹事、 △松川監事
渉外活動	◎（木村）渉外幹事、勝又会長（木村渉外幹事後任就任までの代行）、 細田副会長、青木副会長、加藤（一）副会長、岡島副会長、村瀬副会長、 斉藤会計幹事
対外対応	◎加藤（徹）副会長、細田副会長、真木副会長、△松川監事
会員管理	◎加藤（一）副会長、重松副会長、山地副会長、壺岐副会長
広報・HP・IT	◎壺岐副会長、安井副会長、高木副会長、斉藤会計幹事
企業視察会	◎刀祢副会長、細田副会長、松本副会長、平岡副会長、栗林副会長
企業給与調査	◎山地副会長、壺岐副会長、加藤（徹）副会長、
例会	◎松本副会長、重松副会長、高木副会長、栗林副会長
日系企業調査	◎（木村）渉外幹事
労働分科会	◎平岡副会長、刀祢副会長、青木副会長、加藤（徹）副会長、村瀬副会長
定款・規約	◎川井法務幹事、青木副会長、△松川監事
事務局管理	◎加藤（一）副会長、安井副会長、斉藤会計幹事、岡島副会長、真木副会 長、斉藤会計幹事、△松川監事、